

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	38	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく観光地形成促進地域において、法人税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容 観光地形成促進地域において、上記の法人税の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）についても同様の効果を適用する（自動連動）。 那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p>		
関係条文	<p>・ 沖縄振興特別措置法第8条、第9条 ・ 租税特別措置法第42条の9、第68条の13 ・ 租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 ・ 租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 ・ 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (4) [平年度] - (4) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によりピーターの増加が期待され、宿泊者数・人泊数の増大に寄与する。また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業	
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 平成33年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数 1,200万人 ・観光収入 1.1兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 ・測定指標 平成33年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した設備投資 9件 ・本特例を活用した観光施設への来場者数 70,000人 <p>本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。 達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の目標値に基づき設定する。</p>	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成33年3月31日までの2年間	
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 平成33年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数 1,200万人 ・観光収入 1.1兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 ・測定指標 平成32年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した設備投資 7件 ・本特例を活用した観光施設への来場者数 52,632人 <p>本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。 達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の目標値に基づき設定する。</p>	
政策目標の達成状況	平成29年度実績		
	入域観光客数	957.9万人	
	観光収入	6602.9億円	
	観光客一人当たりの平均滞在日数	3.71日	
	観光客一人当たりの県内消費額	75,297円	

有効性	要望の措置の適用見込み	平年度で2件、31百万円の投資税額控除の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。</p> <p>加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、約7億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約1億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例を活用した施設への来場者数 70,000人 ・県外客消費単価(娯楽・入場費 7,330円) 県外客消費額の押し上げ効果 753,817千円 (平年度 17,140人増加) <p>県外客消費単価は「平成28年度観光統計実態調査」より</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所税の資産割の課税標準の特例 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、観光集客施設等インフラ整備や人材育成等により観光の振興に多角的に取り組んでいる。
	ページ	383

税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用実績)						
	(単位:件、百万円)						
	項目	H27年度		H28年度		H29年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
投資税額控除	0	0	0	0	1	2218	
法人住民税	0	0	0	0	0	0	
(沖縄県による企業アンケート調査より)							

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(過去3年間の適用実態調査結果)						
	(単位:件、百万円)						
	項目	H26年度		H27年度		H28年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	
法人住民税	0	0	0	0	0	0	

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

沖縄県全域での観光関連施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。

前回要望時の達成目標

平成33年度(平成29年度以降累計)

- ・本特例を活用して設備投資を行った施設数26社
- ・本特例を活用して行った設備投資に伴う新規雇用者数393人

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		平成28年度	平成29年度
	本制度を活用した設備投資	-件	1件
	上述の設備投資に伴う新規雇用者数	-人	-人
	平成29年度の件数については、沖縄県調査(平成30年6月実施)		

所期の目標の変更について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン基本計画)において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)において「入域観光客数」「観光収入」及び「平均滞在日数」を成果指標とし、各種施策を推進しているところである。本制度は、新たな観光関連施設投資の促進により魅力ある観光リゾート地を形成し、観光収入を増加させることをもって民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更することとし、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。また、前回設定時は対象施設に宿泊施設の追加を要望していたことから、設備投資見込に宿泊施設が入っているが、今年度要望していないことから宿泊施設を除いた件数としている。

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p> <p>平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p> <p>平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館)</p>
<p>ページ</p>	<p>3 8 5</p>